

令和8年5月 菰崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和8年5月25日（月） 13:30～14:30

2. 開催場所 菰崎市役所 4階 大会議室

3. 出席委員（12名）

農業委員

農地利用最適化推進委員

1 番	柳本 進	20 番	雨宮 一夫
2 番	仲田 孟	21 番	曾雌 源興
3 番	伊藤 光（欠席）	22 番	猪股 昇
4 番	横森 昌広（欠席）	23 番	猪股 和宏
5 番	横森 武千代（欠席）	24 番	金丸 光太郎
6 番	志村 保則	25 番	今福 重幸
7 番	伴野 正明（欠席）	26 番	欠員
8 番	比志 秀樹	27 番	内藤 幹雄（欠席）
9 番	樽林 信昭	28 番	小澤 仁
10 番	山本 弘行	29 番	功刀 良人（欠席）
11 番	欠員	30 番	中込 秀樹
12 番	鶴田 好仁	31 番	小野 賢治
13 番	駒井 恵二	32 番	井上 清
14 番	山本 昌巳	33 番	志村 圭一
15 番	秋山 武仁		
16 番	矢崎 芳章		
17 番	飯野 直人		
18 番	浅川 節子（欠席）		
19 番	堀川 喜美雄（欠席）		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸報告

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による申請の承認について
議案第2号 農地法第5条の規定による申請の承認について
議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による
農用地利用集積等促進計画案の承認について
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：早川 洋

書記：小野 貴史・志村 奈美

6. 会議の概要

<事務局長>

ただ今から令和8年5月農業委員会定例会を開会いたします。次第に沿って進めさせていただきます。「2：会長挨拶」 柳本会長、お願いいたします。

<会 長>

(会長あいさつ)

<事務局長>

ありがとうございました。続きまして、「3：議事」に移ります。

韮崎市農業委員会会議規則第5条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

<議 長>

本日、出席委員は農業委員18名中12名で、定足数に達しておりますので、会議を開催いたします。

「日程第1 議事録署名委員の指名について」ですが、会議規則第16条第3項の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、8番 比志 秀樹 委員、9番 榎林 信昭 委員 をお願いいたします。

また、会議書記には、事務局職員小野氏 と 志村氏 を指名いたします。

続きまして、「日程第2 諸報告」事務局より報告をお願いいたします。

<事務局>

それでは会務について報告をさせていただきます。

5月7日、山梨県農業会議常設審議委員会に柳本会長及び事務局小野が出席いたしました。

<議 長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

<議 長>

以上で日程第2を終わります。

続きまして、「日程第3」議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

それでは、議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転

に関するものが4件4,110.23㎡であります。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番：猪股（和）委員

申請番号2番：曾雌委員

申請番号3番：志村（保）委員

申請番号4番：樽林委員

（各委員より現地調査に基づく説明。）

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問・意見なし）

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、申請番号1番から4番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

<議 長>

賛成多数ですので、議案第1号については、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

議案集の3ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可申請は、所有権の移転に関するものが4件7,087.91㎡、賃貸借権の設定に関するものが1件1,832㎡となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は下祖母石勝岡、太陽光発

電施設設置のための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は上ノ山外輪原、工場施設用地のための申請であります。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は上ノ山外輪原、駐車場造成のための申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町駒井宮ノ前、個人住宅の建築のための申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は旭町上條北割桜木、個人住宅建築のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番 : 仲田委員

申請番号2番及び3番 : 柳本会長

申請番号4番 : 事務局（伴野委員欠席のため）

申請番号5番 : 中込委員

（各委員より現地調査に基づく説明。申請番号1番について、申請内容どおりに進めるのであれば近隣農地への影響は少ないと思われるが、農振除外目的と今回の転用申請目的が異なることや、地域住民に対する説明不足など、これまでの経緯を踏まえて賛同しかねる旨報告あり。）

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより質疑に入りますが、委員報告にて反対意見がありました案件につきまして、皆様からご意見を伺いたいと思いますので、申請番号1番を除き、先に申請番号2番から5番について審議を行いたいと思います。ご質問等ございますか。

（質問・意見なし）

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、申請番号2番から5番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

<議 長>

賛成多数ですので、議案第2号、申請番号2番から5番について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

つづきまして、議案第2号、申請番号1番について、地区担当委員より反対意見がございましたが、それに関して事務局より補足説明をお願いいたします。

<事務局>

先ほど地区担当委員より農振除外申請時の目的と今回の転用申請時の目的が異なるという意見が

ありましたが、許可権者である県へ確認いたしましたところ、今回の件に関しては問題はなく、あくまで今回の申請内容である太陽光発電施設設置ということで審査を行う、という回答を得ております。また、先ほどの事務局説明において説明が不足しておりましたが、今回、地区担当委員より営農に支障がないか確認の質問がいくつかあり、事業者へ何度か投げかけを行いました。資料にて太陽光パネルの図面を示しておりますが、東西のフェンスが高さ 1.5mとありますが現地の状況を踏まえてもう少し高さを出して欲しいという要望をしたところ、2mに変更するという回答がありました。資料の差替えは間に合わなかったのですがご了承ください。もう一点、維持管理の部分でご質問いただきましたが、申請者は東京の事業者ですが、北杜市の事業者へ依頼をする方向で進めており、有事の際はその業者が対応するとのことでした。

今回の件は地区担当委員より問題があるということで以前より話を伺っており、事務局でも現地を確認し、事業者と打合せを重ねて今回の議案に挙げさせていただきました。資料からわかるように、申請農地は四角く広く大変良い農地だと思います。農業委員会としては営農をしていただくのが理想ですが、法律上、今回の申請を留める理由はありません。ただ、農振除外の申請理由と異なるという点においては、今回のケースは県が問題ないとしているとはいえ、こういったケースが横行すれば農振除外申請の意味がなくなってしまうので、農振除外の運用については県と相談しながら検討していきたいと思います。しかしながら、今回のケースについては、農振除外の目的と違うから、優良農地だから、という理由で不許可相当とすることは難しいと思っております。

<委員A>

地区担当委員へ質問です。事業者が地区説明会を開いたということですが、区民の何%が参加されたのでしょうか。

<地区担当委員>

説明会は2度開かれまして、1月に行われた最初の説明会時は81世帯中10名、3月に行われた2回目の説明会時は16名でした。祖母石に入ってすぐの農地へ1000枚の太陽光パネルということで、景観の問題もあります。そのため、ある程度の人たちから賛同を得るかどうかは別として、少なくとも話は聞いたという状態にしていきたいので、せめて30〜40名はいないと説明したということにはならないのではないかと今もってこだわっています。事業者から3回目までは実施すると聞いていますが、今は農繁期のため集まりは難しいのではないかと考えて躊躇している状態です。

アパートから太陽光に変わってしまったということと、売電価格が安価になり太陽光の時代ではないというニュースも見ます。穿った見方かもしれませんが、20年の計画が5年10年で計画倒産してしまうという可能性もあると思います。そうなった場合、その場所はどうなるのか。地元が撤去するのか、といった懸念も正直あります。

<委員B>

説明会に集まった方は反対とか賛成とか意見があるのでしょうか。

<地区担当委員>

賛成はいません。基本的には反対ですが、すでに出来上がった計画図を見せられてしまうと真っ向から反対とは言えなくなってしまう。しかし、全ての人間が賛成というわけではありません。

<委員C>

こういったことは全ての地区で起こり得ることだと思いますが、あくまでこの場の審議は近隣農

地への影響があるかないかを判断することと思います。地区担当委員は現場を確認し、近隣農地へ問題がないという報告をされています。事業そのものを審議する場ではないと思いますので、報告があったように近隣農地へ影響がないのであれば、問題はクリアされていると思います。それ以外の部分でまだ懸念があるようであれば、もっと業者と地元が話をすべきであると思います。難しい問題だとは思いますが、農業委員会として判断する以外の問題も踏まえて採決していいものなのか、と思いました。申請理由は県でも問題ないとのことですし、農業委員会の審議の場においては、隣接農地へ影響があるかないかの判断のみでよいのではないかと思います。

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、申請番号1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

<議 長>

賛成少数のため、議案第2号申請番号1番については不許可相当として山梨県農業会議へ意見を求めます。

次に、議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の5ページをご覧ください。今月の農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案の承認については12件29,329㎡となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稻、期間：9年6ヶ月、新規設定です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稻、期間：4年6ヶ月、新規設定です。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稻、期間：4年6ヶ月、新規設定です。

申請番号4番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稻、期間：9年6ヶ月、新規設定です。

申請番号5番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稻、期間：9年6ヶ月、新規設定です。

申請番号6番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稻、期間：9年6ヶ月、新規設定です。

申請番号7番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稻、期間：9年6ヶ月、新規設定です。

申請番号8番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稻、期間：9年6ヶ月、新規設定です。

申請番号9番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稻、期間：4年6ヶ月、新規設定です。

申請番号１０番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稻、期間：４年６ヶ月、新規設定です。

申請番号１１番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稻、期間：９年６ヶ月、新規設定です。

申請番号１２番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稻、期間：９年６ヶ月、新規設定です。

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問・意見なし）

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第３号、申請番号１番から１２番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

<議 長>

賛成多数ですので、議案第３号について原案のとおり承認いたします。

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

今月の報告案件、第１号についてご説明いたします。相続等による所有権移転が３件 23,282.75㎡です。議案集の１１ページをご覧ください。

報告第１号「農地法第３条の３の規定による届出について」を説明いたします。

申請番号１番（土地の所在・所有者・届出人についての説明）申請地は上ノ山立石、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号２番（土地の所在・所有者・届出人についての説明）申請地は上ノ山馬口他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号３番（土地の所在・所有者・届出人についての説明）申請地は円野町下円井北巾他、相続による所有権移転の申請であります。

<議 長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事務局>

（「４ その他」について、事務局より説明）

<事務局長>

金丸委員長より閉会のあいさつをお願いいたします。

<委員長>

(閉会あいさつ)

<事務局長>

以上をもちまして、令和8年5月農業委員会定例会を閉会いたします。

【議事に参加した者の職、氏名】

○書記：小野 貴史

○書記：志村 奈美